

○申告受付日程表

| 期日 | 場所 | 受付時間 | 対象地区 |
|----------|------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| 2月17日(金) | 大砂子地区公民館 (国道沿い) | 9:30~11:30 13:00~15:00 | 大砂子・柳野・永淵・大久保 |
| 2月19日(日) | 住民課税務班(役場1階) | 9:00~12:00 13:00~16:30 | 全地区 |
| 2月20日(月) | 岩原部消防屯所兼避難所 川戸集会所 | 9:30~11:30 13:00~14:30 | 岩原・筏木・西峯三谷 上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火 |
| 2月21日(火) | 久寿軒老人憩の家 | 10:00~11:30 13:00~14:00 | 北川一区・北川二区・久寿軒 |
| 2月22日(水) | 天坪地区複合集会所 郷の家 | 9:30~11:30 13:00~15:00 | 戸手野・馬瀬・枯谷 本村・峰 |
| 2月23日(木) | 大豊町農工センター (1階会議室) | 9:30~11:30 13:00~15:30 | 小川・津家・日浦・高須 大王下・大王上・杉・桧生・川口南・葛原 |
| 2月24日(金) | 一の瀬公民館 川口公民館 | 10:00~11:30 13:30~15:00 | 一の瀬・中央 川口・谷・式岩 |
| 2月27日(月) | 立川三谷公会堂 中和・刈屋多目的集会所 | 11:00~12:00 13:30~15:00 | 三谷 中和・仁尾ケ内・刈屋 |
| 2月28日(火) | 穴内会館 奥大田集会所 | 9:00~12:00 9:30~11:30 | 式岩・和田・尾生・磯谷・穴内全域 奥大田・西梶ケ内 |
| 2月29日(水) | 総合ふれあいセンター | 13:00~15:00 | 大田口・目付・西梶ケ内・東梶ケ内 石堂・奥大田・西寺内・東寺内 |
| 3月1日(木) | 総合ふれあいセンター | 9:30~11:30 13:00~15:00 | 東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋 和田・船戸 |
| 3月2日(金) | ゆとりすと交流センター | 9:30~11:30 13:00~14:00 | 安野々・西土居・八川・佐賀山 東土居・川戸 |
| 3月5日(月) | 西峰公民館 (旧西峰へき地保育所) | 9:30~11:30 13:00~14:30 | 野々屋・土居・久生野・大畑井・沖 蔭・柚木 |
| 3月6日(火) | 八畝集会所 怒田ふるさと館 | 10:00~11:30 13:00~15:00 | 八畝・西川・立野 怒田・南大王・三津子野 |
| 3月7日(水) | 東豊永生涯学習センター | 9:30~11:30 13:00~14:30 | 大平・大滝・落合・高原・川井・中内 立野・西川・粟生 |

◎町税の未納のある方は、申告受付場所で納付できます。

◎当日申告できない方は、3月15日(木)までに税務班(役場1階)へお越しください。また、対象地区以外の場所で申告をされる方は、事前に役場税務班までご連絡ください。

問い合わせ先…住民課税務班 ☎972-0450

所得税・贈与税の申告と納税は……3月15日(木)まで 消費税及び地方消費税の申告と納税は……4月2日(月)まで

南国税務署では、税務署1階事務室内に申告会場を設置し、手引きや確定申告書等作成用パソコンを用意しています。これらをご利用し、ご自分で確定申告書を作成してください。

所得税と消費税及び地方消費税の確定申告は、役場でもできます。

問い合わせ先…南国税務署 (☎088-863-3215)



平日お忙しい方は、2月19日(日)に役場で申告を!

町税民税の申告は3月15日(木)までに!

今年も各地区で、職員による所得申告の受け付けを実施します。申告書を回覧等でお願ひしていますので、必要部数を受け取り、下記の事項をご留意のうえ、該当する場所で申告書を提出してください。



◆次に該当する人以外は全員申告書を提出してください。

- 所得税の確定申告書を提出している人
- 平成23年中の所得が給与所得のみであった人
- 20歳未満で収入がない人
- 平成24年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
- ※収入がなかった場合でも、国民健康保険税や、老人医療・介護保険・障害者等の負担区分判定の資料になりますので、必ず申告書を提出してください。(郵送可)

◆次の収入がある場合は、必ず計算書を持参してください。

- 園芸・ぜんまい…出荷先の業者が発行する計算書および必要経費の明細書
- 米・野菜等…収入と支出(経費)の分かるもの
- 日労所得…事業所が発行する賃金支払明細書
- 個人年金(公的年金等以外の年金)…保険会社発行の通知書(証明書)

※申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

◆所得から差し引かれる金額等(証明書や領収書などが必要です)

- 1 雑損控除額(地震・火災・風水害などによる)
[損失の金額-保険等補てん額]-[合計所得金額の10%]または[災害費用-保険等補てん額]-5万円の多い金額
- 2 医療費控除額
(支払った医療費-保険等補てん額)-[合計所得金額の5%]または[10万円]のいずれか少ない金額(領収書添付)
- 3 社会保険料控除額
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料(証明書必要)の支払額
※年金から保険料等を引き落とされている方は、日本年金機構から送られてきている「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」が必要です。
- 4 小規模企業共済等掛金控除額
- 5 生命保険料控除額(一般の生命保険料と個人年金保険料 控除限度額それぞれ35,000円)
①15,000円以下…支払保険料の全額
②15,000円を超え40,000円以下…支払保険料×1/2+7,500円
③40,000円を超え70,000円以下…支払保険料×1/4+17,500円
④70,000円を超える場合…35,000円
- 6 寄附金控除(条例で定めた団体等に2千円を超える寄附を行った場合)
[寄附金合計額-2千円]または[総所得金額×30%-2千円]のいずれか低い額が控除の上限となります。(領収書必要)
- 7 地震保険料控除額(地震+旧長期)の最高限度額は25,000円
①地震保険料で50,000円以下…支払保険料の1/2
②地震保険料で50,000円を超える場合…25,000円
③旧長期損害保険料(火災保険等)で15,000円を超える場合…10,000円



軽自動車税・固定資産税・町税民税・国保税の納め忘れはありませんか?